

○泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則

令和4年10月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市田尻町清掃施設組合附属機関条例(令和4年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、ごみ処理施設の整備及び運営に関し識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、その任命の日から当該任命に係る調査審議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができない場合は、前3項の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場

合

2 委員会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、組合事務局において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第5号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。